

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷五十五第

月一十年七十和昭

## 論叢

最近に於ける佛印經濟の再編成に就いて……………經濟學博士 松岡孝兒

大東亞戰爭勃發後の上海の金融界……………經濟學博士 小島昌太郎

商品群に對する需要……………經濟學士 青山秀夫

強制カルテル再論……………經濟學士 田均

## 時論

新豫算と増稅問題……………經濟學博士 汐見三郎

## 研究

有島武の經濟策論……………經濟學士 堀江保藏

## 說苑

分化と進歩……………經濟學士 出口勇藏

## 附錄

棄報

# 經濟論叢

第五十五卷 第五號 (通巻第百零九號) 昭和十七年十一月發行

## 論叢

### 最近に於ける佛印經濟の再編成に就いて

松岡孝兒

#### 序言

從來佛領印度支那聯邦（以下略して佛印）は、フランス帝國の構成要素中フランス本國に次いで最も生産的なもの一つであると認められてゐたが、このことは最近一九三九年以後に就いて見ても亦、少しも變りはない。否、むしろ佛印經濟が、最近例へばマンデルの五ヶ年計畫經濟の如きものに依つて著しくその生産力を促進したことは、以下のべる事實から推察しても極めて瞭かなところである。併しこの場合に於いても尙、從來佛印經濟が舊くからもち續けてゐる自由主義經濟的性格は、依然としてこの國の經濟に残つてゐて、永くこの國を支配してゐたこの傳統的性格を揚棄するには、今後も相當の努力を要するものの如くである。

この意味に於いて最近の佛印經濟に現はれてゐる性格は、まさにその自由主義經濟から脱却して自給自足經濟

に移らんとするにあること、並にかかる展開に當つて佛印經濟がその底力として示してゐる弾力性は意外に大きくと云ふことである。

尤も、だからと云つて、この舊い革囊に盛られた新しい酒たる佛印自給自足經濟の展開が、必ずしも障害なく遂行されるとは見ることができないやうである。たとひ佛印經濟のもつ經濟弾力性が意外に顯著であるとは云つても、果してこの舊い革囊が新佛印經濟の發展の摩擦に堪へ得るや否やは尙吟味を要するもののやうである。何となれば、周知の如く佛印經濟は、東亞に於けるフランスの熱帶植民地としてその存在が規定されてきたのであるから、このことは當然に佛印經濟をして、フランス帝國經濟の原料植民地たらしめてゐるのみでなく、更にまた佛印經濟の資本的内容がフランスの高度資本主義經濟と後進民族の前資本主義經濟とよりなる複合經濟的なものであることは、フランス領有後百年にして今日尙この地域の工業化をば極めて遅々たらしめ、今日の如き一旦緩急の際してもその自給自足經濟の樹立への期待が頗る困難だからである。詳言すれば佛印の原料植民地たる性格からして、その既存の資源と設備とを運用して原料特にその食糧品輸出を計ると共に、複合經濟のために半製品または完製品の輸入を計らなければならなかつたことは、急速に自由主義經濟下に於ける本國依存經濟を清算して自給自足經濟を建設し、ここに佛印經濟機構の斷乎たる再編成を遂行せんとしても、かかる現實をもつ佛印經濟としてはかかる政策に極めて強い摩擦を感ずるのではないかといふことが考へられるからである。以下最近に於ける佛印經濟再編成の問題を取上げてその内容を検討せんとする所以のものも全く右の事情に基く。

斷るまでもなく今日佛印はタイ國と共に謂はゆる東亞に於ける特殊地域をなすものである。然るにこの佛印に關しては日本側にはややもすれば他の大東亞の諸地區と同一視せんとする傾向をもつものがあるが、之に對し佛

印僑にもまたややもすれば世界情勢の如何に拘はらず、佛印經濟を以つてフランス帝國經濟の完全な一構成員としてのみ任ぜんとする傾向をもつものがある。ここに於いて我々としては一應も二應もこの佛印經濟の最近の事情に基いた再編成の意味を再検討することが必要となるのであり、之によつてかかる兩國の傾向的見解の意義を明確にすることが極めて重大であると考へるのである。

佛印經濟再編成の内容は、世界特に東亞に於ける政治情勢従つては經濟情勢に依つて規定されることはいふまでもない。前述せるマンデルの五ヶ年計畫それ自體が、既に世界政治經濟情勢の逼迫に依つたものであるが、更に最近ではこの再編成の情勢は、一九四〇年六月佛印とフランス本國との連絡が確實に斷られたとき、更に一九四一年七月日米間に資金凍結が行はれたとき、更に一九四一年十二月大東亞戰爭の勃發せるとき、之らの契機を通じ好むと好まざるとにかかはらず次第に強化され深化して行つた。

今この事情を佛印の輸出入關係について一應考察して見たい。蓋しこの輸出入關係は、佛印經濟の對外依存性を明かに示すものであり、この點を明らかにすることこそは同時にまたその對外獨立性の意義をも明確にするからである。<sup>1)</sup>

尤も佛印經濟に於ける輸出入關係を通じて考察するこの獨立性といふものも、今日までは實際には不完全にしかつかまれてないやうである。依存性から獨立性へといふことも理論的には當然に考へられることであるが、實質的に見ると例へばこれまでの獨立性といふことの見解もある程度の微溫的なものにしか考察されてゐたに過ぎなかつたやうである。即ちその獨立性といふことも立ち入つてその獨立性の内容についてその期間を吟味して見ると、近々數ヶ月の獨立を意味するに過ぎなかつたかの如きこれである。

1) 佛印の貿易差額の十は 1935年—1939年間において一應夫々 396, 753, 1031, 896, 1101, (何れも單位百萬フラン)を示してゐる。

然るに佛印とフランス本國との經濟關係は、一九四〇年六月その正常性を失ふに及んで、遂に佛印は、獨立した新經濟體制の樹立に訴へざるを得ざるに至つたのである。即ち佛印は對フランス本國との貿易關係の不連續性によりここに從來その輸入の六〇%を占めてゐる東亞市場への接近を不可避的なものとせざるを得なくなつたのである。この關係は或は爲替或は軍需品に因り制限または禁止されたものもあるにはあるが、併しともかく一應は從來のストツクが維持されたのであり、その中のあるもの例へば食料品の如きものに至つては反つて増加さへし、僅かに金屬及化學製品のみが減少し始めたに過ぎないといふ情況を示したのである。

ところが其後一九四一年七月以來、日本の對米クレジットの凍結、更には佛印の對フランス本國關係の完全な中絶が惹き起されてからは、佛印は東亞に於いてはもはや日本を除く外、主要な外國貿易を喪はざるを得なくなつたのである。

かかる事情は佛印の輸出入關係が、佛印の對外依存性や獨立性の上に如何に新らしいまた重要な意味を齎したかといふことを語るものである。今この輸出入關係を表示すると次の如くである。之に依つて佛印がフランス本國、ヨーロッパ諸國、太平洋隣接諸國、アメリカ、これらの諸國と如何なる結合關係にあつたかを極めて明かに理解することができるのである。

第一表 佛印對外貿易表<sup>2)</sup>

國 別	輸 入 (單位噸)			輸 出 (單位噸)			國 別
	一九三七年	一九三八年	一九三九年	一九三七年	一九三八年	一九三九年	
フ ラ ン ス	四、四〇〇	三、四二六	一、八七、六六五	一、五八、三三九	一、三三、二七四	九、八、九四	フ ラ ン ス

2) Bulletin économique de l'Indochine. 1942-1. p. 2.

總 順 數	對太平洋諸國 貿易率				佛印貿易中の對日 貿易率				英	佛 領 植 民 地 印	支 那	日 本	米 國	香 港	泰 國	暹 羅	
	對太平洋諸國 貿易率	佛印貿易中の對日 貿易率	對太平洋諸國 貿易率	佛印貿易中の對日 貿易率	佛印貿易中の對日 貿易率	佛印貿易中の對日 貿易率	佛印貿易中の對日 貿易率	佛印貿易中の對日 貿易率									
五九七〇〇	六一%	九%	四九、九〇〇	八%	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、四八六	三三〇九九	二、七〇八	三、七九六	二、七〇六	二、五九〇	五、七〇七	七、七五〇	一、八五〇
四八、九〇〇	六二%	二九%	五七、三〇〇	八%	一〇、〇〇〇	四、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	二五、〇〇〇	二、五〇〇	二、〇二六	三、〇二二	二、六三六	四、二〇三	八、〇七九	六、七七一
五七、三〇〇	五三%	四%	四三、〇〇〇	四%	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四七三	二二、〇二六	二、〇二二	三、〇二二	三、〇二二	二、六三六	四、二〇三	八、〇七九	六、七七一
四三、〇〇〇	五二%	二四%	四三、〇〇〇	二四%	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四七三	二二、〇二六	二、〇二二	三、〇二二	三、〇二二	二、六三六	四、二〇三	八、〇七九	六、七七一
三九、四七〇	五五%	二二%	三九、四七〇	二二%	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四七三	二二、〇二六	二、〇二二	三、〇二二	三、〇二二	二、六三六	四、二〇三	八、〇七九	六、七七一
四〇、一一〇	六三%	二〇%	四〇、一一〇	二〇%	三、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	三、四七三	二二、〇二六	二、〇二二	三、〇二二	三、〇二二	二、六三六	四、二〇三	八、〇七九	六、七七一

佛印が諸外國と如何なる輸出入關係にあつたか、また佛印が太平洋諸國、フランス及び佛領諸植民地、更に日本と如何なる依存關係をもつてゐたかといふことは以上の表によつて示される通りである。

これに依つて更に佛印經濟自體が對外的に必要なとする物資は如何なるものであり、またその程度は如何なるものであるかと云ふことが問題となる。この點に關して一九三四年—一九三八年間に於ける佛印の必要物資を數量的並に價額的に考察しその平均を擧げると次の如くである。

最近に於ける佛印經濟の再編成に就いて

第二表 佛印經濟需要物資表<sup>3)</sup>

第五十五卷 四九八

第五號

六

數量(單位千噸)		數量(單位千噸)		價額(單位百萬フラン)		價額(單位百萬フラン)									
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
牛乳類	機械類	食卓用果實類	葡萄酒類	棉布類	紙類	乾草類	生鮮、鹽漬又は野菜類	各種金屬製品類	小麥粉類	化學製品類	黃麻油類	重油、石油滓及油類	鐵及鋼類	石油及精油類	
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
絹類	銅布類	人造染料類	普通硝子製品類	護談製品類	綸絲類	亞鉛具類	繪具類	紗類	乾草類	支那麵類	煙草類	檳榔果實類	自動車及部分品類	藥品類	武器、火藥及藥類
16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
護膜製品類	小麥粉類	煙草類	牛奶類	葡萄酒類	化學製品類	紙類	自働車及部分品類	棉花類	絹布類	黃麻布類	鐵及鋼類	石油及精油類	各種金屬製品類	機械類	綿布類
32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17
牛酪類	蒸溜酒類	人造染料類	茶類	毛織物類	衣服、下着類	繪具、下着類	香水及香水石鹼類	自働車及部分品類	食卓用果實類	檳榔果實類	乾草類	生鮮、鹽漬又は野菜類	調合藥品類	重油、石油滓及油類	綿布類
5.8	6.0	6.9	7.0	8.3	8.6	8.6	8.8	10.3	10.9	11.3	12.0	14.1	14.6	15.5	18.3

第二表の研究の結論として佛印經濟運營のために必要とされる期待物資は、(一)佛印の海陸輸送用物資、(二)佛印農村の照明用物資、(三)佛印工業用物資、(四)重要食料品といふことになるのである。以下これらを項目別にして更に立入つて説明することとする。<sup>\*)</sup>

(一) 第一の佛印の海上及陸上輸送用物資に就いて見ると、先づガソリン輸入は蘭印より九〇%、米國より一〇

3) Bulletin économique de l'Indochine. 1942-I. p. 3.  
 \*) Bulletin économique de l'Indochine. 1942-I. pp 3-4. この内容の數字は第二表と必ずしも同じでないが原文による。

%である。また塗油及重油の輸入に就いて云へば、米國から四五%、蘭印から三〇%、フランス本國から一五%であり、最後に蘭印から一〇%の石油滓を輸入してゐる。

(二) 農村の照明用物資輸入割合は蘭印八五%、米國一五%である。

(三) 佛印工業用物資の點から見ると、先づ棉花輸入は一萬四千噸に達してゐる。その内譯は英印の六五%を主とし、その他では日本(通過貿易)、ブラジル、シンガポール、米國等と行はれてゐる。更に燐一三・五噸をフランスより、荷性加里二四〇噸をフランスより、セルロオズ三七八噸をベルギーより、古新聞及襪襪屑五千五百噸をフランス及び香港より、曹達及曹達製品並に一般化學製品四萬三千噸をフランス(二八%)、日本(一二%)及びベルギーより、鐵及鋼六萬噸をフランス本國(九八%)より、機械及金屬製品三萬二千噸をフランス(九〇%)イギリス(四%)より輸入してゐる。

(四) 食料品の對外依存關係については、先づ葡萄酒をフランス及び植民地から、小麥粉二萬五千噸をフランス(八〇%)、香港(一二%)、濠洲(六%)から、牛酪一八六噸をシンガポール(五〇%)、香港(一五%)から、鹽入牛酪二三五噸をフランス本國から、煉乳をオランダ及びスイスから、夫々輸入してゐる。

かかる佛印の對外期待物資の生産地を見ると、そこで日本の占めてゐる割合と云ふものは極めて低い。實際大東亞戰爭勃發までは日本自體が太平洋諸國特に英米諸國の物資に少からず依存してゐた状態であつたから、佛印が日本に期待し得る物資は正に上掲の如く極めて重要性が低かつたのである。況んや日本の供給し得る綿糸布雜貨等はまた佛印が特に之を避けようとしてゐたのであるから、尙更然りであつた。また化學製品の如きものも日本自體の生産力が充實して來たのは最近であり、しかも同時に日本自體の消費量が激増して來た關係から、こ



れはたとひ佛印が希望して來てもその需要量を直ちに充し得なかつたのであつて、かかることは前例とともに注目すべき點である。然るに日本はまた最近に佛印から莫大な食料品米を輸入せんとしてゐるが、しかも之に對し佛印の輸入食料品小麦其他の大部分はフランス本國及濠洲より來てゐるのである。

かかる事情に於いて、一九四〇年六月以降、佛印はその周邊市場から手段をつくしてその必要物資を獲得せんとしたのであるが、この政策の行きつまりに於いて遂に佛印經濟の獨立を決意しなければならなかつたのである。併しこの間に於いても、上海、香港、シンガポール、マニラ、パタビヤは一九四一年末まではその程度には多少の差はあるが、ある程度の物資供給地であつたと云はれてゐる。<sup>4)</sup>

尤も大東亞戰爭の勃發後はこれらの供給路も閉鎖されてしまつた。またそれまでも石油、ガソリン、鐵及化學製品の如き謂はゆる軍需物資は軍需品統制法に依つて獲得することができなかつたやうである。唯一般消費物資例へばアメリカ及び濠洲より來る小麦、牛酪、煉乳、葡萄酒、家庭用品（即ち織物、ガラス器、皿、玩具類）の如きものは一九四一年七月後も輸入されてゐたやうである。<sup>5)</sup>

併しともかく一九四一年七月以後の信用凍結期にはいるに及んで、物資の獲得は益々困難となり、そのため既に佛印が買入れて代金拂濟の物資までも上海やマニラで差押へられるに至つた。上海に抑留されたものだけでも綿糸八千捆、マニラで押へられた米國積出の物資も數千噸に達したと云はれる。<sup>6)</sup>

要するに佛印はかかる状態に於いて逐次その經濟補給路を他の方面に轉換せざるを得なくなり、しかもそのことはまた同時に、他の方面よりの補給困難化といふことからして、必然的に佛印經濟の獨立に想到し之を強化せざるを得なかつたのである。つまり云へば佛印經濟の再組織を斷行し、之に依つて東亞の從つては世界の新政治

4) Bulletin économique de l'Indochine, 1942—1. p. 4.  
op. cit : p. 4.

5)

op. cit : p. 4.

經濟情勢に處せざるを得なかつたのである。

このことは要するに佛印經濟の平時體制より準戰時體制、更には、戰時體制への發展を語るものである。この意味に於いて、佛印經濟の再編成の究極目的は、佛印經濟の戰時體制を目指してゐるものであると云はねばならない。従つて佛印經濟のかかる角度に於ける檢討は、先づ佛印經濟機構の再組織であり、更には之に應ずる新經濟方策の展開である。尙またこの重要問題と共に檢討されなければならないものに佛印經濟に於ける生産の増加、消費の制限、従つては代用品の増産等の問題がある。併しここではこれらの問題のすべてに觸れる餘裕がない。それで特に佛印經濟の再組織及之がため採用された經濟方策を問題としたいと思ふ。

## 一 佛印經濟機構の再組織

從來佛印は、自由主義經濟更には獨占主義經濟の下に、フランス本國に對して結合してゐた。従つて佛印は世界政治經濟情勢の逼迫に應じて戰時經濟への再編成を行はんとしても、之が中樞となる政府の産業統制機關は全然もつてゐなかつた。實際について見ても、これまで佛印に於ける政府事業と云へば、僅かに雲南鐵道を除く鐵道經營と西貢に於ける阿片製造のみであつた。或は佛印米穀局<sup>7)</sup>及佛印農工相互信用局<sup>8)</sup>の如きものもあるが、これらの機關は、農業及信用に關する一般發展問題に於いて政府の補助機關たるに過ぎない。或はまた最近急速に發展した農業灌漑事業や農學研究所<sup>9)</sup>の如きものもあるが、これらも政府統制機關ではなく、農業研究殊に一九三二年乃至一九三五年の恐慌期間に特にゴム及び米に與へた援助を佛印經濟一般に適用せんとして設けられたものである。従つてこれらの機關はいづれも一種の補助機關乃至促進機關ともいふべきであつて、之をもつて佛印經濟

最近に於ける佛印經濟の再編成に就いて

第五十五卷

五〇一

第五號

九

7) Office Indochinois du Riz.  
8) Office Indochinois du Crédit Agricole et Artisanal Mutuel.  
9) Institut des Recherches Agronomiques.  
10) Union des Planteurs de Caouthouc, Association des Exportations de Céréales

再組織のための政府機關とは認め難い。全くかかる機關の關係するところは僅かにその生産面の補助乃至促進のみであり、従つてかかる機關によつて機軸全體を強化しようとしても、それは佛印全般の經濟とは無關係に行はれる。かの米の栽培業者と輸出業者との間に佛印經濟の均衡を中心として協同關係がなかつたことが、佛印經濟の調和ある發展に多くの矛盾を招來したるが如きはその好い例である。この兩者の對立的關係を綜合する立場に立たない限り、問題の解決は期待し難い。従つて例へば一九三九年九月に「増産と本國配給」と云ふことが佛印經濟の中心問題になつたときでも、佛印經濟としては何等準備されたものがあつたわけではなく、従つてこの「増産と本國配給」といふ言葉は國家統制的なものでなく單に二つの個別的表現でしかなかつたのである。

佛印經濟がかかる意味の經濟から、その自由主義を清算して逐次統制經濟に移つて行つたのは、その後一九三九年九月六日乃至十二月二十六日の諸規定11)に基いて貿易統制機關が設置されるに至つてからのことである。即ち總督府經濟業務部に貿易取引課を設置して輸取出引を監督するやうになつたこと、また之と同時に爲替局が設置されてかかる取引に必要な爲替の賣買を統制するに至つてからのことである。併しこの場合に於いても、明瞭に云へば、事態はまだ再組織實現の前夜にあつたと云ふべきであつた。即ち總督府の經濟業務部は以上述べた機關を新設したが、併しその業務は從來から見ると著しく擴大されてゐたので、このことは經濟業務部の内部組織から見ても、その人的能率から見ても上述せるが如き程度の機關の増設よりも更に大きな新機構を考察せざるを得なかつたからである。之がため例へば從來の海運監督課に對して船舶局が、土木監督課に對して鐵道局が、農業總務課に對して農産補給局が、鑛工總務課に對して鑛山補給局が、補給總務課に對して計理局が設置されるに至つた。これらの諸機關は何れもその業務は佛印内に限られ、夫々その規定に従ひその業務を處理するものである。

の如き。  
 11) 1939年8月2日、1939年9月1日、9日、12日、20日附大統領令—1939年10月27日附大統領令—13994年11月25日附大統領令等—1939年9月9日10月4日、21日附緊急大統領令—1939年11月10日附大統領令—1939年9月6日附省令—1939年12月

然るに一九三九年の貿易は、その輸出入數量に於いて劃期的なものとなつたが、一九四〇年後半期には對フランス本國貿易關係が一大難局に直面するに至り、特にその後には對英米蘭印貿易關係にも漸く深刻な影響が加へられるやうになつたので、佛印の對外貿易はもはや、正常的に繼續し得なくなつたのである。

然るに一九四一年に至つて佛印周邊の國際情勢の逼迫は愈々はげしくなり、その機構のもつ統制及組織上の缺點は遂に佛印經濟の新體制を要請するに至り、ここに佛印經濟の再組織が具體化されることとなつたのである。この新體制問題は日本の支配する大東亞共同體と佛印經濟との新結合と云ふ言葉に於いてつきる。

この事情は既に述べたやうに、佛印がフランス本國との貿易關係を遮斷されたことと、更に東亞に於ける英米蘭諸國との貿易をも遮斷されるに至つたことに基くものであつて、再組織された新體制經濟は新たに、一方輸出仕向地を失つた過剰生産物の輸出を圖るとともに他方前記の加工品及食料品の輸入に努力せざるを得なくなつたのである。

かくて日本は、佛印經濟に對して有力な物資供給者となつたのみでなく、更に佛印物資の有力な需要者となり、しかも日本の佛印に對して需要する石炭、鑛石、ゴム、米、鹽等は現段階の日本經濟の本質的に要求するものであつた。このことは、ここに日佛印兩國の經濟關係に重要な考慮を加へざるを得ざるに至つたのである。一九四一年五月六日の東京協定はかかる見地に基いて行はれたものといふことができる。

併し日本もまた一九三七年以來、その經濟運営に對して自給體制を進め來つたのである。その經濟は逐次政府とその統制機關とに依つて運営されて來た。佛印も日本經濟の指導する大東亞經濟を考慮してその經濟を運営せんとする限りに於いて、自ら佛印經濟の組織運営に適應する準備をしなければならなかつたし、またフランス本

國中心に考へられてゐた從來の自由主義乃至獨占主義的な見解を反省せねばならなくなつたのである。

これがため佛印に二つの機關が設置された。一つは輸入業者聯盟であり、もう一つは米及主蜀黍取引統制委員會<sup>13)</sup>である。前者は輸入機關、後者は輸出機關である。尤も佛印經濟再編成のためには、これら二つの機關よりも更に古くから運用されてゐたものとして農業協同組合があるが、このことは後に述べるとし、今は先づ新に設置されたこれら二つの機關について説明を加へたいと思ふ。

(イ) 輸入業者聯盟——本聯盟は一九四一年十二月六日の法律に依りフランスで規定された一種の職業團體であつて、この名稱で呼ばれるよりも前から既に殆んど同一形式の團體として存在してをたつたものである。この聯盟に加入し得るものはすべて、一九三七年——一九三八年間に輸入業務に従事してゐた業者であり、その取扱業務は實際の需要、買付能力及支拂能力を考慮し、最も有利な價格で佛印への供給を確保せんとするにある。結局この聯盟は總督府經濟業務部指示の範圍内に於いて輸入統制を行ふものである。この目的を達するために運用される政策は許可制度である。即ち一年の必需品需要を全體的許可に依つて定め、更にその許可量を加入者の實績に鑑みて個人許可として按分するものである。其の後、この制度は弾力性に乏しいと云ふ理由から修正され、全體的利益の立場からある加入者が他の加入者よりも高價でしかもその商品を個人割當の追加分として購入せんとするものがある場合は之を認めるに至つた。尙また聯盟以外での買付はあらゆる場合に經濟業務部の許可を要するものとされ、それは加入者が買付に依つてその許可總量を獲得し得ない場合に限つて許される。

更に本聯盟はかかる原則に副ふために取引を標準として十個の小部門を設け、各加入者をこれに配屬させたのである。尙全體的許可制に依らない商品についてはその輸入は輸入證明制に依つて行はれることになつた。

13) Fédération des Importateurs.

14) Comité pour la direction du commerce des riz et maïs. 1941年4月2日及19日附省令。

併し如何なる輸入といへども、その取引は前掲爲替局の取扱ふ爲替配給後にのみ行はれる。更に、その爲替の決定は聯盟でなく輸入委員會が之を決定する。同委員會は經濟業務部に屬し一名の爲替局代表者と數名の佛印重要産業代表者とより成つてゐる。

爲替は輸入計畫に基き順位を定めて分配される。聯盟は佛印輸入貿易の最初の割當量を決定するため適用された按分率に應じて更に加入者間に爲替の配分を行ふ。

かかる統制は三方面からの考慮によるものである。即ち第一は輸入業者聯盟に依るものであり、これは消費費用としての許可數量を取扱ふものである。第二は爲替局に依るもので、これは支拂爲替によるものである。第三は貿易取引課に依るものであり、同課に依つて輸入許可總量として消費量または在庫量がつかみ得られる。

かかる規定に對して向けられた批難は、かかる實績主義が、ややもすれば從來の状態を固定させる虞があるといふことと、もう一つは職業の内容も幾分固定的とならざるを得ぬといふこととにある。併しかかる點は、佛印の輸入貿易には殆んど影響を及ぼさなかつたのである。何となれば本來植民地貿易はそれ自體獨立性がないので、従つて從來の基準以外に新に基準を求めんとしても、大凡、特別な場合の外は之を求める意味をなさないからである。

かかる理由に於いて、輸入業者聯盟は正に輸入に關する重要な一機關ではあるが、更に佛印に於ける重要な輸出機關としては米及玉蜀黍貿易統制委員會があげられるのである。

これら二つの機關即ち輸入業者聯盟と米及玉蜀黍貿易統制委員會とは、何れも佛印經濟再組織上、無視し得ぬ重要な二大機關なのである。そこで米及玉蜀黍貿易統制委員會の内容については更に項を更めて説明を加へたい

\*) Comité d'importation

と思ふ。

(ロ) 米及玉蜀黍貿易統制委員會——最近東亞に於ける佛印周邊地區に繰返へされた變化にもかかはらず、佛印米の對外輸出は、最近まで著しい變化はなかつたやうである。従つて例へば支那事變に伴ひ日本が行つた支那沿岸の封鎖にもかかわらず支那に對する佛印米の輸出は激減しなかつたやうである<sup>15)</sup>。即ち香港と上海とは依然佛印米の大手買筋であつた。

然るに一九四〇年後半期後は佛印米の對佛輸出が困難となつて來たので之に因る過剩米は日本の買付に依つて埋合はされることになつた。同年に於ける日本の買付高は佛印側の發表に依れば相當な數量といはれてゐる。この情勢は翌一九四一年に至つて愈々その傾向を強化して來た。乃ち泰國及佛印兩國の輸出困難は増大し、日本の大量買付は促進された。佛印はこの事態に基き、適正販賣價格に依る日本の佛印米買付價格維持のため、米及其他穀物市場を掌握しなければならなくなつた。統制委員會の成立せる所以も亦正にかかる理由に基く<sup>16)</sup>。

この統制委員會は經濟業務部長官の任命せる官吏に依つて統轄され、印度支那米を取引するフランス人及支那人輸入業者團體代表者より成立つてゐる。従つてその業務は日本、フランス及びフランス植民地への米の買付及輸出の統制にある。その他の仕向地への米の輸出量は從來の實績に依つてフランス人及支那人米穀輸出業者間に按分されてゐる。その數量は勿論同委員會の必要量を確保せる殘高に對して決定されるのである。

この體制の運用は大體圓滑に行はれた。例へば日本に對する引渡量の如きものも收穫高を過大に見積ることから來る不足分の如きものを考慮してゐた。唯米の國內價格を公定したことは厄介な問題を惹き起した。何となれば佛印一般には尚ほ舊來の自由主義的な經濟心理が残つてゐるため、價格が公定されるよりもむしろ變動する

15) Bulletin économique de l'Indochine : op. cit. p. 10.  
16) 1941年4月19日附省令。

ことを希望するものがあつたからである。その結果政府は貯藏米の申告を命じ、必要の場合には徴發をも認めることとした。また輸送統制は益々強化されたが、それは米の供出に依つて仲介業者が賣手となる虞があつたからである。かくて西貢米の價格はその競争市場たる蘭貢及盤谷の米價よりも安くなり、これがため日佛印協定に因る米價に喰違を生ずるにさへ至つたのである。

かかる事情もあつたが、結局一九四一年末には、政府の規定した公定價格は一般に認められるに至り、實際にも問題を生じないやうになつた。殊に従來は舊正月の如き米の供給期には、ややもすれば米價の低落する虞があつたので、この價格公定は益々歓迎されるに至つた。

かくて佛印に於ける米の賣買機構は、全佛印の市場を統制しその輸出を確保し得るやうになつた。この賣買業務を實際に取扱ふ機關は米及玉蜀黍取引會社である。<sup>17)</sup>この會社を支配するのは米の輸出業者であり、その組織はフランス人輸出業者三名、支那人輸出業者一名とから構成されてゐる。この支那人輸出業者は參考人の資格で認められてゐる。これら業者の上に一名の政府委員がある。この委員は會社業務を監督してゐる。米及玉蜀黍取引會社は、輸向米穀の唯一の買手でありまた賣手である。その取引は日本、フランス及びフランス植民地に對して行はれ、一定の手數料により専門家の仲介で行はれる。

要するに米及玉蜀黍取引會社は、一の實行機關として存在し、その他の機關即ち粃米の生産、買付、輸送及加工に關する機關と連絡してゐる。<sup>18)</sup>かかる機關は互に全體的な政策を追及するものであり、その配置は植民地長官の指導に於いて米及玉蜀黍取引統制委員會に屬するものである。この取引統制委員會は印度支那總督を議長として毎月一回會合してゐる。

17) Comptoir des Riz et Maïs 1941年12月30日附省令。

18) 穀物輸送統制委員會。



かくの如き統制は、ゴムの輸出についても行はれてゐる。尤もゴムの輸出は總督府の統制及勘定に於いて行はれてゐる。<sup>19)</sup>このゴムの輸出は軍需物資としてあらゆる方面で盛んに論議されたのであるが、栽植及加工は印度支那ゴム栽植協會並に印度支那ゴム栽植聯合會に依つて研究されたものである。

佛印經濟はかくの如くあらゆる困難と戦つてその再組織を遂行せんとし、着々その機構を強化しつつある。

(ハ) 協同組合——かかる努力に對して或はこの努力と俟つて佛印經濟再組織の上に重要な役割を示したものは現に示してゐるものは、先に挙げた協同組合である。特に最近の活躍で注目されるのは、一九四一年に於けるグラン・ラック漁業協同組合の組織である。協同組合一般に關しては既に私は別の機會に於いてふれたのであるからここでは再論せず、専らこの地方の漁業組合について述べて置く。

グラン・ラック漁業協同組合<sup>21)</sup>の業績は、カンボジアの全漁業者に關するのみでなく、更に年産二萬噸に達する鹽干魚市場にも關係してゐる。此の組合が從來漁業者をば搾取したその中間業者を排除したことは確かに功績である。特にシンガポールの仲介市場を放棄して直接蘭印販賣市場に結合せるが如きは大いに注目すべき點である。協同組合のかかる功績は單にこの地方のみでなく其他の地方でも認められた。即ち臺灣沿岸に於いてその漁業者に協同組合を組織させたるが如きこれである。尤もこの協同組合の組織によつてその從來の市場であつた泰國市場は失はれた。けれどもまたその漁獲物は國內消費に用ひられて大いに効果をあげることとなつた。

尙附言すべきことは佛印に於けるこの協同組合が現在果しつつある役割である。即ち漁業協同組合については既に述べた如くであるが、其他の協同組合が佛印一般經濟に於ける需要供給間の不均衡、輸送の困難、代用品または新生産物への要請、特定栽培物の擴張、これらの問題に關係し、大いにその効果を擴大してゐることは、如

19) ゴム取引會社は1941年2月10日附省令。

20) 拙稿：佛印に於ける協同組合について(東亞經濟論叢第2卷第2號)参照。

21) Bulletin économique de l'Indochine: op. cit. p. 12.

何にこの佛印に於ける協同組合體制が重大な役割を果してゐるかを語るものである。

今この點について二、三の例を挙げると、例へば佛印に於ける代用品生産の例として植物油及動物油の供給を協同組合に負擔させてゐることである。この計畫によれば三萬噸の落花生生産に依つて一萬一千噸の落花生油を生産する外更に五千噸の魚油、千五百噸乃至二千噸のヒマシ油をも生産せんとするものである。この生産計畫に基く取引額は約六百萬ピヤストルに達するものであつて、現時油の缺乏せる佛印では協同組合を強化しその代用品生産に對する重要な役割を徹底せしめんとしてゐる。

尙カンボジャに於ける棉作の増加について注目されてゐるものも亦、この協同組合組織である。この種の棉花は佛印紡績工業の自給自足上重要資源として認められ、これによつて九萬の織工家族と一萬三千の従業者との生活が支持されるといはれてゐる。

以上佛印經濟に於ける再組織について述べたが、結局この佛印經濟を運営する機關は二つの型に分類される。一つは政府の指導統制のもとにある輸入業者聯盟の如き型に屬するものと個人の協同に基く協同組合的な型に屬するものである。佛印がこの二つの型のいづれに重點を置いてその生産力の擴充を計らうとするものであるかといふことについてははかに斷定し難い。併し理論的にはともかく實際的に之を検討したならば、佛印の如き地盤では、輸入業者聯盟型のものが現在有力視されてゐることは容易に考へられるところである。その實際を見ても、すでに設置されたこの種の型の機關としては、例へば液體燃料及潤滑油局の如きがある。この機關は印度支那の燃料供給を目的とするものである。そしてこれがためには政府機關とともに印度支那釀造會社更には印度支那精糖會社が利用されてゐる。

## 二 經濟方策について

佛印が最近運用してゐる經濟方策の重點は物價方策である。この方策には佛印當局も相當獨創的な性格を與へんとしてゐる。この外には經濟方策として特別に吟味するほどの價値あるものは殆んどないやうである。佛印の採用した經濟方策として實際に考へられたものには、許可制、證明制、割當制、輸出入禁止制の如き、主として貿易及爲替統制のために用ひられてゐる方策がある。

次に生産統制のための手段は、いづれの國でも行はれてゐるやうに、その目標は現在狀態、統計、潜在能力及需要調査を問題としてゐる。また一般補給問題は一九四一年十一月までは貿易取引課、鑛工總務課、農業畜産營林總務課等の機關の間で競合する諸方策を適用してゐた。この體制は一九四一年に統一され、經濟局統制部と鑛山總務局とがその責任者となつた。唯佛印ではまだ切符割當制は僅かしか運用されてゐない。この事實は佛印の食料品の豊富なことによる。事實、佛印で比較的缺乏視されてゐる必需品には小麥粉、葡萄酒及牛乳あるのみである。米粉、玉蜀黍粉、植物油も重視されるが其の量は相當あり、砂糖、珈琲、茶、牛乳、油、鹽及香料の如きものも農村には豊富に存し、たとひ豊富でなくても相當量保有してゐる。従つて切符割當方策は僅かしか行はれない。その實施されてゐるものは、ストックの少いもの並に保存期間の限定されてゐるもののみである。例へば保存期間が小麥粉の三ヶ月、コンデンスミルクの四ヶ月乃至六ヶ月の如きものには割當が考慮されてゐる。

最後に物價統制について簡単に附言したい。佛印に於ける統制法は一九三七年以來規定されてゐるが、今次大戰に至るまでは概ね名目的なものでしかなく、實際には運用されなかつた。物價政策については不正取引の禁止や公正價格の維持が政策目標とされた。然るに一九四〇年後特に同年七月以後に至つては更に新しい物價政策の

採用が不可避となつたのである。それはストックの減少及輸出の停止乃至は不安定による投機抑制のためには、かかる政策が缺くべからざるものとして考へられることとなつたからである。

併しながら物價問題の解決は最も困難なものである。その理由とするところは佛印では綿布は勿論、棉花、ヨロツバ性食料品、葡萄酒、化學製品、タイヤ、鐵及鋼、機械類等の如きものは、一に輸入に依るの外は之を調達することができないからである。この意味に於いて、輸入品價格要素中佛印で支配的なものは先づ輸入業者及配給業者の利益である。従つてかかる利益に對しては、結局戦争で惹き起された危険をカバーすることのできないやうにならぬ程度の制限のみが考へられるのである。

一九四一年十一月一日の規定は、實に佛印に於けるかかる見解に添ふものであつて、原價で獲得される利益の限界を制限せるものである。この意味での利益率は盛んに論議が繰返へされたところであるが、結局のところでは送り狀に記載することのできない負擔を補償すること、並に従來實際上に獲得された利益が認められること、之等の條件を内容とするものであることが、承認されるに至つた。一般にかかる統制は有効に實現され營に消費を保護するのみでなく之に依つてその配給をも害することがなかつたのである。

一九四一年七月から十二月までのストックの更新は、その危険に對する公正の利益を輸入業者に與へることを認めたのであつて、これは確かに佛印に於ける統制の特色であると認めらるべきものである。

一九四一年十二月以後、輸入は實際上停止してしまつたが、この停止は採算上からの物價政策に依つたものでなく、全然統制方策に基いたものである。

工業品價格はもし佛印が日本に依つて更に供給されなかつたならば、將來最も注目すべきものとなるかと考へられる。國內に於ける農産物價格の變動はこれは當然輸送量の減少に基くものと考へられる。この意味では物價統

制はその影響を認めざるを得ない。政治力と同業組合組織とは物價の決定に影響し、その集中的な統制作用は市場の習慣をも變せしむるものである。

以上佛印が現下の狀勢に適應するために運用した諸方策について述べたのであるが、併しこれらの諸方策に對し或はまた著しい價格の騰貴を無視して強行される政策もあることを考へなければならぬ。戰時經濟的な面に於いて特に然りである。

## 結 言

以上佛印が最近の世界並に東亞に於ける客觀情勢の變化に順應するために採用した再組織並に諸方策について論及した。併しこの方策は佛印經濟の戰時體制への再編成である限り、それは決して之れのみで足れりとするが如きものではない。これが完成には尙消費の制限、生産力の擴充、更には代用品等の問題が是非共研究されなければならぬ。このことは戰争經濟學の立場から云つて極めて明瞭である。佛印經濟は實にこの點に關しても最近に於いて顯著な發展を遂げてゐる。これらの點を通じて佛印は一面東亞經濟の新情勢を諦視すると共に、他面眞空地帯に依つて隔絶されたヨオロツパ・フランスの東亞に於ける前進根據地としての充實を圖らんとしてゐる。<sup>24)</sup>

かかる見解は勿論フランス人の見解ではあるが、果してどの位佛印がかかる期待に添ひ得るや吾や、吾人の重大な關心を寄せざるを得ないところである。唯しかしこの意味に於いては佛印經濟の現下の問題として重要なものは、その展開せる佛印經濟の再編成の實體そのものであるといふことである。私は今ここにその中心問題として佛印經濟の再組織並に新經濟方策を問題にしたが、以上述べた理由からしてその他の諸問題をも等しく重視せんとするものである。その解明と批判とについては更に別の機會を期したいと思ふ。

24) Piatier, A.: *Economie de guerre*. Paris, 1939. p. 197 et. s.  
25) *Bulletin économique de l'Indochine*: op. cit. p. 27.